本大臣は、また、日米安全保障協議委員会の二千十二年四月二十七日付けの共同発表において表明された、二千六年五月一日付けの同委員会文書「再編の実施のための日米ロードマップ」に示された計画の調整に関する決定に言及する光栄を有します。

本大臣は、また、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する両政府間の討議に言及するとともに、当該討議の結果、次の取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1　日本国政府は、自国の関係法令に従い、アメリカ合衆国政府に対し、日本国の平成二十三会計年度において予算に計上され、日本国の平成二十四会計年度に繰り越された一億千四百三十万合衆国ドル（一一四、三〇〇、〇〇〇ドル）の資金の提供を行う。

2　各個別の事業に拠出される日本国が提供する資金の額は、付表に定める。

3　付表は、日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の合意によって修正することができる。

本大臣は、更に、前記の提案がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものである場合には、この書簡及びアメリカ合衆国政府に代わるその旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年三月十五日に東京で

日本国外務大臣　岸田文雄

アメリカ合衆国特命全権大使
ジョン・V・ルース閣下

付表

アンダーセン空軍基地の北部地区における基地内基盤整備事業　一億千四百三十万合衆国ドル（一一四、三〇〇、〇〇〇ドル）

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、閣下の書簡に述べられた提案がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであること並びに閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることをアメリカ合衆国政府に代わって確認する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年三月十五日に東京で

アメリカ合衆国特命全権大使　ジョン・V・ルース

日本国外務大臣　岸田文雄閣下

○外務省告示第九十七号

平成二十五年三月十四日にアンタナナリボで、マダガスカル共和国における「選挙支援計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　選挙支援計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　一億百万円

3　署名者

日　本　側　細谷龍平在マダガスカル大使

国際連合開発計画側　ファティマ・サムラ在マダガスカル事務所代表

平成二十五年三月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省告示第八十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十四年度の初日から平成二十五年二月二十八日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年三月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十四年度の初日から平成二十五年二月二十八日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	一・〇トン
二	〇トン
三	二五トン
四	二六、一三一トン
五	一、五六四トン
六	一〇トン
七	一九トン
八	一二トン
九	三九、三五七トン
一〇	七、一五二トン
一一	一〇、八〇三トン
一二	七三、一九三トン
一三	五、六八七、七六五トン
一四	一、一八二、六九二トン
一四の二	五六一、二九七トン
一五	四六七トン
一六	一二、五〇六トン
一七	一四四、三九八トン
一八	一五、一八一トン
一九	一、〇七四トン
二〇	四二二トン
二一	二二、六〇四トン
二二	七一三トン
二三	五、七二六トン
二四	二〇トン
二五	〇トン
二六	四、七〇六トン
二七	一四、〇六七トン
二八	三トン
二九	五五八トン

○財務省告示第八十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十四年度の初日から平成二十五年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年三月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十四年度の初日から平成二十五年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十九万三千四百十三トン

二　冷凍牛肉　二十六万二千八百九十八トン

○財務省告示第八十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十四年度の初日から平成二十五年二月二十八日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年三月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十四年度の初日から平成二十五年二月二十八日までの豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　六十四万五千六百七十五トン

二　生きている豚及び豚肉等　六十四万五千七百八トン